

西大島自治会規約

第1章 総則

- 第1条 本会は、西大島自治会という。
- 第2条 本会は、西大島区域内に居住する者をもって構成する。
- 第3条 本会の事務所は、会長宅におく。
- 第4条 本会に班及び組をおく。

第2章 目的

- 第5条 本会は、区域内住民の親睦と福祉を増進し、地域の発展を図る事を目的とする。

第3章 事業

- 第6条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。
1. 住民の親睦に関する事。
 2. 生活環境の改善に関する事。
 3. 文化・スポーツの復興に関する事。
 4. 会内各種団体の育成に関する事。
 5. 住民の慶弔に関する事。
 6. 共有財産に関する事。
 7. その他目的達成に関する事。

第4章 役員

- 第7条 本会に次の役員をおく。
- | | | | | | |
|----|-----|-----|----|-----|----|
| 会長 | 1名 | 副会長 | 1名 | 会計長 | 1名 |
| 班長 | 若干名 | 監事 | 2名 | | |
2. 会長・副会長及び監事は会員の中から役員会で選出し、総代会の承認を得るものとする。
 3. 会計長は、役員会の承認を得て会長が任命する。
 4. 班長は、班内で選出する。
- 第8条 役員の仕事は、次のとおりとする。
1. 会長は、本会を代表して会務を総理し、会議の招集を行い、業務を執行する。
 2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。
 3. 班長は、本会及び担当班の事業の推進にあたる。
 4. 監事は、年1回以上本会の会計監査を行なうものとし、その結果を総代会に報告する。
- 第9条 役員の仕事は、2年とし、再任を妨げない。
2. 補欠により就任した役員の仕事は、前任者の残任期間とする。
- 第10条 本会に顧問をおくことができる。顧問は、役員の仕事を得て会長が委託する。

第5章 会 議

第11条 本会に次の機関をおく。

1. 総代会
2. 役員会

第12条 総代会は、各代議員及び役員で構成する。代議員は組長が兼務する。

2. 定期総代会は、毎年4月に開き、臨時総代会は会長が必要と認めたとき、又は会員の3分の1以上の者から請求があったときは、会長が招集し開催するものとする。
3. 総代会は、構成員の2分の1以上（委任状を含む）の者の出席をもって成立し、議事は、出席者の過半数で決定する。

第13条 総代会は、次の各号に掲げる事項を審議し決定する。

1. 規約改正に関する事。
2. 役員承認に関する事。
3. 事業計画、予算に関する事。
4. 事業報告、決算に関する事。
5. その他重要と認められる事。

第14条 役員会は、会長、副会長、班長、会計長で構成し、必要に応じて会長が招集する。

第15条 運営委員会は、会長、副会長、班長（兼務）、会計長並びに区域内各種団体の代表者により構成し、本会事業の運営、推進にあたり、必要に応じて会長が招集する。

第6章 会 計

第16条 本会の会費は、世帯会費、寄付金その他の収入をもって充てる。

2. 世帯会費は月額150円とし、3ヶ月分を各組毎にとりまとめ、会計長に納入する。
(4月、7月、10月、1月の月末)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 個人情報保護

第18条 本会が自治会活動を推進するため必要とする個人情報の習得、利用、提供及び管理については、「個人情報取扱規程」に定め、適正に運用するものとする。

付 則

規約制定 平成元年4月15日

規約一部改正 平成22年4月11日

各種団体とは子供会、高齢者クラブ、保健推進委員、防犯パトロール隊等を言う。

規約一部改正 平成27年4月12日

規約一部改正 平成30年4月15日

規約一部改正 令和4年4月10日

細 則
西大島自治会個人情報取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、本会が保有する個人情報の適正な取扱いと事業の円滑な運営を図るため、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 本会は、個人情報の保護に関する法令等を遵守するとともに、自治会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第3条 個人情報の取扱いの方法は、総会資料又は回覧により会員に周知する。

(個人情報の取得)

第4条 前条の個人情報とは、「自治会加入届」、「家族（世帯）カード」等して会長に提出された書類であって次に掲げる事項を記したものとする。

- (1) 氏名（家族及び同居人の者を含む。）、生年月日、性別、住所及び電話番号
- (2) 必要がある場合にあつては勤務先
- (3) 通学先（義務教育に限る。）
- (4) その他必要とする事項であつて同意を得たもの

(個人情報の利用)

第5条 取得した個人情報は、次に掲げる目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) 会費の請求、会員届の受理、行事への参加申し込み、文書の送付
- (2) 会員名簿及び地図の作成

(個人情報の管理)

第6条 個人情報は、会長又は会長が指定する役員が保管するものとし、適正に管理する。

2 不要となった個人情報は、速やかに、会長立会いの下で適正に廃棄するものとする。

(個人情報の提供先)

第7条 個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の規定により事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- (5) ひたちなか市自治会連合会その他これに準じる公共目的の団体・学校に提供する場合
- (6) その他本会であらかじめ決めた提供先に提供する場合